

○長崎大学大学院総合生産科学研究科学学位審査規程

令和6年4月1日

総合生産科学研究科規程第8号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査（第2条—第8条）
- 第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査（第9条—第17条）
- 第4章 博士課程（5年一貫制）修了認定に係る学位審査（第18条—第26条）
- 第5章 博士課程（5年一貫制）における修士の学位授与の認定に係る学位審査（第27条—第33条）
- 第6章 博士課程を経ない者に係る学位審査（第34条—第42条）
- 第7章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院総合生産科学研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第2条 規則第4条の規定による博士前期課程修了の認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「前期課程修了予定者」という。）は、博士前期課程に1年以上在学し、長崎大学大学院総合生産科学研究科規程（令和6年総合生産科学研究科規程第1号。以下「規程」という。）第7条第1項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

（論文提出の時期）

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の2月以降（後期入学者については最終学年の7月以降）

(2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は2月

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 前期課程修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員（長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項に規定する教員をいう。第1章から第5章までにおいて同じ。）を経て、研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 2部

(2) 論文 2部

(3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、前期課程修了予定者の単独著作とする。

(学位審査委員の選出)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の審査に付議するものとし、教授会は、構成員（研究指導担当適格者に限る。）のうちから学位審査委員を選出する。

2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第6号）により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

（課程修了の認定）

第7条 教授会は、前条第1項の規定による報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮される者のうち、1年を超えて在学するものに対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第9条 規則第5条第1項の規定による博士後期課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「後期課程修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第7条第2項に定める単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、予備審査を終了した者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上あれば足りるものとする。

2 前項の予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

（論文提出の時期）

第10条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

(1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の12月以降（後期入学者については最終学年の7月以降）

(2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は12月

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮され

ることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第11条 後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 (別記様式第2号) 3部
- (2) 論文 3部
- (3) 論文目録 (別記様式第5号) 3部
- (4) 論文内容の要旨 (2,000字以内) 3部 (ほかに審査用として必要部数を添付すること。)
- (5) 参考論文等 3部

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、後期課程修了予定者の単独著作とする。

3 第1項第5号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

(受理審査)

第12条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員会)

第13条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、後期課程修了予定者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、教授会構成員 (研究指導担当適格者に限る。) から選出された主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者 (研究指導担当適格者に限る。) を前項の審査委員とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等 (研究指導担当適格者に限る。) を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等 (研究

指導担当適格者に限る。)を加えることができる。

- 6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(公開論文発表会)

第14条 研究科長は、後期課程修了予定者に研究科内で行う公開の論文発表会(以下「公開論文発表会」という。)において発表を行わせるものとする。

- 2 前項の公開論文発表会に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び最終試験)

第15条 学位審査委員会は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨(別記様式第7号)及び最終試験の結果の要旨(別記様式第8号)により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 教授会は、前条第1項の規定による報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第17条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第2項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学するものに対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第4章 博士課程(5年一貫制)修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第18条 規則第5条第1項の規定による博士課程(5年一貫制)修了の認定のために論文の審査を受けようとする者(以下「博士課程(5年一貫制)修了予定者」という。)は、博士課程(5年一貫制)に4年以上在学し、規程第7条第3項に定める単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、予備審査を終了した者

でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年以上あれば足りるものとする。

2 前項の予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出の時期)

第19条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

(1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の12月以降

(2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は12月

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第20条 博士課程(5年一貫制)修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願(別記様式第3号) 3部

(2) 論文 3部

(3) 論文目録(別記様式第5号) 3部

(4) 論文内容の要旨(2,000字以内) 3部(ほかに審査用として必要部数を添付すること。)

(5) 参考論文等 3部

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、博士課程(5年一貫制)修了予定者の単独著作とする。

3 第1項第5号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

(受理審査)

第21条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員会)

第22条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、博士課程(5年一貫制)修了予定者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、教授会構成員(研究指導担当適格者に限る。)から選出された主査

- 1 人及び副査 2 人以上計 3 人以上の委員で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2 人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1 人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第 2 項の審査委員の副査とすることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第 2 項の審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。
- 6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（公開論文発表会）

第 2 3 条 研究科長は、博士課程（5 年一貫制）修了予定者に研究科内で行う公開論文発表会において発表を行わせるものとする。

- 2 前項の公開論文発表会に関し必要な事項は、別に定める。

（論文の審査及び最終試験）

第 2 4 条 学位審査委員会は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第 7 号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第 8 号）により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

（課程修了の認定）

第 2 5 条 教授会は、前条第 1 項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第 2 6 条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第4項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、3年を超えて在学するものに対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 博士課程（5年一貫制）における修士の学位授与の認定に係る学位審査
（修士論文提出の資格）

第27条 規則第4条第2項及び規程第25条第2項の規定による博士課程（5年一貫制）における修士の学位授与の認定に係る学位審査を受けようとする者（以下「博士課程（5年一貫制）修士認定予定者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 研究科長へ退学の届出をしていること。
- (2) 中間評価に合格していること又は退学予定の日までに合格することが確実に見込まれること。
- (3) 必要な研究指導を受けていること。

（論文提出の時期）

第28条 論文は、在学中に提出するものとし、論文提出の時期は、退学する年度の7月又は2月とする。

（論文提出の手続）

第29条 博士課程（5年一貫制）修士認定予定者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第4号） 2部
- (2) 論文 2部
- (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、博士課程（5年一貫制）修士認定予定者の単独著作とする。

（学位審査委員の選出）

第30条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の審査に付議するものとし、教授会は構成員（研究指導担当適格者に限る。）のうちから学位審査委員を選出する。

2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研

究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第1項の審査委員の副査とすることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（論文の審査及び試験）

第31条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び試験の結果報告（別記様式第6号）により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

（学位授与の可否）

第32条 教授会は、前条第1項の規定による報告に基づき、学位授与の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第33条 論文の審査及び試験に合格した者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 2年以内に合格した者 学期末
- (2) 2年を超えて在学した者 合格した日

第6章 博士課程を経ない者に係る学位審査

（論文提出の資格）

第34条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し、規程第7条第2項に定める単位を修得して退学した者

- (2) 博士課程（5年一貫制）に5年以上在学し、規程第7条第3項に定める単位を修得して退学した者
- (3) 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- (4) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
- (5) 教授会において前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認められた者

2 前項第3号から第5号までに規定する研究歴は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学及び大学院の専任教員等として研究に従事した期間
- (2) 大学及び大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、民間企業等の研究機関の研究員として研究に従事した期間
- (5) その他教授会において特に認められた期間

（論文提出の手続）

第35条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、研究指導を受けた研究科の教授若しくは准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第9号） 3部
- (2) 論文 3部
- (3) 論文目録（別記様式第5号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 履歴書（別記様式第10号） 3部
- (6) 参考論文等 3部
- (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位取得退学証明書 3部
- (8) 研究歴に関する証明書（前条第1項第1号及び第2号に定める者は除く。） 3部

2 前項第2号の論文は、和文又は英文によるものとし、申請者の単独著作とする。

3 第1項第6号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

（資格審査委員会）

第36条 申請者の論文提出の資格を審査するために、教授会に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、指導教員又は紹介教授及び教授会構成員から選出された教授2人以上計3人以上（研究指導担当適格者に限る。）の委員で組織する。

（受理審査）

第37条 研究科長は、第35条の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、論文の内容等について指導教員又は紹介教授に説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

（学位審査委員会）

第38条 教授会は、前条第2項の規定により受理すべきものと決定したときは、申請者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、教授会構成員（研究指導担当適格者に限る。）から選出された主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の若しくは他の大学院又は研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（公開論文発表会）

第39条 研究科長は、申請者に研究科内で行う公開論文発表会において発表を行わせるものとする。

（論文の審査、試験及び試問）

第40条 学位審査委員会は、受理審査終了の日から6週間以内に論文を審査するとともに、試験及び試問を行うものとする。

- 2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。
- 3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程を修了し学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合において、外国語（当該試問を受ける申請者が外国人であるときは、当該者の母国語を除いた言語）1種類を課すものとし、当該外国語の種類は、別に定める。
- 4 第34条第1項第1号及び第2号に該当する者が、退学後4年以内に論文を提出したときは、第1項の試問を免除することができる。
- 5 学位審査委員会は、第1項の結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第7号）及び試験及び試問の結果の要旨（別記様式第11号）により、教授会に報告しなければならない。
（学位授与の可否）

第41条 教授会は、前条第5項の規定による報告に基づき、学位授与の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第42条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第7章 雑則

（補則）

第43条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学

長崎大学大学院総合生産科学研究科

博士前期課程総合生産科学専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院総合生産科学研究科博士前期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文 2部

論文内容の要旨 2部

別記様式第2号（第11条関係）

年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学

長崎大学大学院総合生産科学研究科

博士後期課程総合生産科学専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院総合生産科学研究科博士後期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文等	3部

別記様式第3号(第20条関係)

年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学

長崎大学大学院総合生産科学研究科

博士課程(5年一貫制)総合生産科学専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院総合生産科学研究科博士課程(5年一貫制)修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文等	3部

別記様式第4号(第29条関係)

年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学

長崎大学大学院総合生産科学研究科

博士課程(5年一貫制)総合生産科学専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院総合生産科学研究科博士課程(5年一貫制)における修士の学位授与の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文 2部

論文内容の要旨 2部

別記様式第5号（第11条，第20条，第35条関係）

論文目録

報告番号		氏名	印
学位論文 題名			
参考論文等			

注 報告番号は，記入しないこと。

別記様式第6号(第6条,第31条関係)

論文審査の要旨及び最終試験の結果報告

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査 副査 副査	印	
論文審査の要旨			
最終試験の結果			

別記様式第7号（第15条，第24条，第40条関係）

論文審査の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		
	副査		
論文審査の結果の要旨			

別記様式第8号(第15条, 第24条関係)

最終試験の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		
	副査		
最終試験の結果の要旨			

別記様式第9号（第35条関係）

年 月 日

長崎大学長 殿

住所

氏名

印

学位申請書

私こと、長崎大学学位規則に基づき博士（ ）の学位を授与願いたく、次のとおり学位論文
に関係書類を添え申請いたしますので、審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
履歴書	3部
参考論文等	3部
卒業証明書等	3部
研究期間証明書	3部

別記様式第10号 (第35条関係)

履歴書

報告番号	
ふりがな 氏名	印
生年月日	年 月 日生
現住所	
最終学歴	年 月 日
研究歴	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
職歴	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

注 報告番号は、記入しないこと。

別記様式第11号（第40条関係）

試験及び試問の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査 副査 副査		印
試験及び試問の結果の要旨			

別記様式第1号 (第4条関係)

別記様式第2号 (第11条関係)

別記様式第3号 (第20条関係)

別記様式第4号 (第29条関係)

別記様式第5号 (第11条, 第20条, 第35条関係)

別記様式第6号 (第6条, 第31条関係)

別記様式第7号 (第15条, 第24条, 第40条関係)

別記様式第8号 (第15条, 第24条関係)

別記様式第9号 (第35条関係)

別記様式第10号 (第35条関係)

別記様式第11号 (第40条関係)